

第8期 滑川町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

概要版

町民の健康・安心・生きがいを
共に創り、共に支えるまちづくり



令和3年 3月
滑川町

第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたって

滑川町長 吉田 昇



介護保険制度の創設から20年が経過し、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え全国で500万人に達しています。滑川町においても第8期の事業計画策定を迎え、介護保険についての社会的理解が深まるとともに、利用者も年々増加しています。

我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、令和元年10月1日現在、総人口に占める65歳以上の人口割合（高齢化率）は28.4%となっています。また、令和18年頃には国民の3人に1人以上が高齢者となることが予想されています。

滑川町においても令和3年1月1日現在、65歳以上の人口は4,461人、高齢化率は22.8%となっており、今後も増加傾向にあることが予想されています。この超高齢社会のもとでは、高齢者が単に支えられる側だけではなく支える側となり、生活支援の担い手として社会参加できる新たな体制整備が求められています。

滑川町では、生涯を通じて健康で暮らせるよう、町民の健康づくりに積極的に取り組んでいます。今後も高齢者福祉の更なる充実と、目指すべき施策の方向性を定めるため高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を一体的に計画し、第8期計画策定においては、第7期計画を基本としながら、その進捗状況や実態調査の結果を踏まえつつ必要な見直しを行いました。

今般策定した『第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』は地域医療・介護総合確保推進法を踏まえ、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の深化・推進・実現と介護保険制度の持続可能性の確保を目指す集大成の計画であり、さらに、子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、生きがいを共につくり、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を図る計画となります。

滑川町として目指すべき高齢者福祉のビジョンを見据え、高齢者に関する施策の一層の推進と介護保険事業等の円滑な運営を図ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、審議を重ねていただいた介護保険運営協議会委員並びに関係機関の皆様にご心より感謝を申し上げますとともに、今後も本計画の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

計画の基本理念と基本目標

本計画は、今後の超高齢社会に向けて、滑川町に暮らす高齢者やその家族が、どのような心身の状態にあっても、必要な時に必要とするサービスを選び、地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して策定しました。

本計画では、以下の基本理念を掲げました。

第8期計画 基本理念 町民の健康・安心・生きがいを 共に創り、共に支えるまちづくり

この基本理念は、高齢者を含めた町民1人ひとりが、自らの健康・安心・生きがいを保持しながら、住み慣れた町で活躍できる地域づくりを目指すとともに、医療や介護が必要になっても、あらゆるサービスを活用しながら、家族や近隣、地域の様々な関係者とともに暮らせるまちづくりを目指すことを表現したものです。

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）においては、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げます。

計画の基本目標

1. 心身ともに健康を保持しながらいきいきと暮らせるまちづくり

主な取組

心身の健康づくり
感染症対策と高齢者の孤立防止の両立

2. 医療や介護などのサービスを活用しながら、安心して暮らせるまちづくり

主な取組

町の高齢者の実情を踏まえたサービスの基盤整備

3. 高齢期においても自らの生きがいや役割を創り、実践できるまちづくり

主な取組

高齢者の活躍の場、仲間づくりの推進
地域の安全を守る活動の推進

次頁からは、基本目標の達成に向けた主な取組を紹介します。

心身ともに健康を保持しながらいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者の健康意識を高めたり、年齢や心身の状態に関わらず、地域の様々な活動に参加したり、交流を深めることを通じて、町民がいきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

町では、すべての高齢者（65歳以上の方）を対象として、心身の健康づくりにむけた以下の取組を継続的に実施します。（ ）内は事業実施主体です。

● 健康づくり（健康づくり課）

健康づくりグループの設立、活動支援	高齢者の健康づくり、地域住民との交流を目的とした、各地区での健康づくりグループの設立や活動支援を行います。
健康づくり活動の支援 「毎日1万歩運動」「埼玉県コバトン健康マイレージ」への参加	地域住民の健康増進を目的とした健康づくり活動を行います。

● 生涯学習（教育委員会）

生涯学習	学びを通じた人権教育、健康管理、仲間との交流、生きがい等を目的に、寿学級を実施します。
生涯スポーツ	全町民を対象とした健康づくり、仲間との交流を深めることを目的に、各種スポーツ大会を開催します。 行事：町民スポーツ祭、マレットゴルフ大会、グラウンドゴルフ大会、世代交流輪投げ大会等
公民館活動	学びを通じた仲間との交流や健康管理を目的に、公民館教室の実施や、クラブ・サークル活動の育成を進めます。

● 老人クラブ（健康福祉課）

老人クラブ活動助成	地域老人クラブの活動推進と連絡調整を図り、明るく健全な組織づくりおよび各種事業の活動費を一部補助します。
老人クラブ健康運動推進	高齢者の健康増進と親睦を深め、ゲートボールおよびマレットゴルフを推進するため、老人クラブに活動費の一部を補助します。

感染症対策と高齢者の孤立防止の両立にむけて…

令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、本町でも介護予防教室や各種行事の休止をはじめ、高齢者の心身の健康維持に少なからず影響があるものと考えられます。本町では、介護サービス事業所に対して感染症対策やICT機器の導入等に関する情報提供を行うとともに、高齢者に対しては、家でもできる介護予防体操や、デジタル機器の活用等に関する情報提供を行い、外出や交流が難しい状況下においても、孤立を防ぐための取組に努めます。

令和22年（2040年）に向けて、支援や介護を必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれます。町では、高齢者の生活状況や心身の状態に合わせて、必要な時に必要なサービスを利用でき、ご本人もご家族の方も安心して暮らせる環境やサービス基盤を整備します。

（1）介護保険サービス（介護保険事業）

介護保険の対象となるサービス（要支援・要介護認定を受けている方へのサービス）には、以下のようなものがあります。サービスを利用するには、原則として自己負担が必要となります。

サービスの種類	サービス内容
訪問介護サービス ◆要介護1～5の認定を受けている方	ご自宅で、食事・入浴・排せつなどの介護や、調理、洗濯、掃除などの生活援助を受けられます。
通所介護サービス ◆要介護1～5の認定を受けている方	事業所で、食事・入浴などの介護や、機能訓練、レクリエーションなどを日帰りで受けられます。
短期入所サービス （ショートステイ）	家庭による介護が一時的に難しくなった時などに、高齢者施設などに短期間入所し、介護や機能訓練などを受けられます。
施設サービス	施設で生活しながら、食事・入浴・排せつなど日常生活上の介護を受けられます。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが該当します。
その他のサービス	福祉用具の貸与や住宅改修など生活環境を整えるサービス等があります。

（2）介護予防・生活支援サービス事業（町による事業）

要支援1・2と認定された方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できるのが「介護予防・生活支援サービス事業」です（平成28年より開始）。

サービスの種類	サービス内容
訪問型サービス	自力では難しい生活活動について、同居家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスを受けられます。
通所型サービス	事業所に通い、食事、入浴、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。

(3) 地域支援事業

高齢者やご家族が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防や、介護をしているご家族に対する支援を行っています。主なサービスは以下のとおりです。()内は事業実施主体です。

①一般介護予防事業（地域包括支援センター）

すべての高齢者を対象とした、介護予防に関する事業です。

サービスの種類	サービス内容
介護予防把握事業	地域住民や関係部署・機関、地域ケア会議、総合相談事業等を通じて把握した情報をもとに、閉じこもり等なんらかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動につなげます。
介護予防普及啓発事業	広報なめがわに、介護予防に関する情報を掲載します。また、ふれあいいいきサロンで、介護予防手帳の配布、血圧測定、健康相談、介護予防のための運動実技指導を実施します。

②生活支援体制整備事業（滑川町社会福祉協議会に委託）

支え合いを通じた助け合いの地域づくりを進めるための事業です。

サービスの種類	サービス内容
協議体	地域の様々な主体による定期的な情報共有・連携や、地域サロン開設に向けた検討を行います。
生活支援コーディネーター	生活支援サービスの担い手養成やサービスの開発、ネットワークづくりを進めます。

③介護をしているご家族へのサービス（地域包括支援センター）

家庭で高齢者の介護をしているご家族などを支援する事業です。

サービスの種類	サービス内容
家族介護支援事業	要介護状態の高齢者の介護をしているご家族などを対象に、適切な介護知識・技術の習得を目的に開催します。
家族介護継続支援事業	介護者同士の交流の場を設けるなど、前向きに介護を続けていけるような支援を検討、実施します。

次頁に続きます。

④認知症の理解を深めるための事業（地域包括支援センター）

認知症の方やご家族の方が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるような環境づくりを進める事業です。

サービスの種類	サービス内容
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人やご家族を温かく見守る応援者（サポーター）を養成する講座を開催します。また、講座に参加したことがある方を対象に、「認知症サポーターフォローアップ講座」も実施しています。
認知症カフェ（オレンジカフェなめがわ）	認知症の方とご家族が気軽に集い、交流や活動を行うことができる場です。（主催：埼玉森林病院、共催：地域包括支援センター）
認知症ケア相談室	認知症に関する相談、介護技術や方法についてアドバイスをいたします。（ふれあい大笑庵グループホームに設置）

（４）高齢者福祉サービス

高齢者の身体状況や家族の介護力など、様々な状況を考慮し、介護保険サービスのみでは補えない部分への支援として、下記の高齢者福祉サービスを実施し、高齢者やご家族の在宅生活を支援します。

サービスの種類 （事業実施主体）	サービス内容
給食サービス （社会福祉協議会）	ひとり暮らしの高齢者などの希望者（社協会員）に、ボランティアが自宅へお弁当を配送します。
滑川町地域支え合いサービス事業 （社会福祉協議会）	登録ボランティアが、日常生活上における支援が必要な概ね65歳以上の高齢者（社協会員）に、介護保険サービスの対象にならない支援を行います。
緊急通報システム事業 （健康福祉課）	緊急時に比企広域消防本部へ直接連絡できるように、緊急通報装置を自宅の電話機に無料で設置します。 （条件あり）
福祉機器の貸し出し （社会福祉協議会）	社協会員に対して、在宅介護の場合に限り、2か月を限度として車いすを貸し出します。
生活支援ヘルパー派遣事業 （社会福祉協議会）	日常生活に何らかの支障がある方にヘルパーを派遣し、必要な生活援助や身体介助を行います。
紙おむつ支給事業 （健康福祉課）	常時紙おむつを使用し、在宅で生活している高齢者（排泄の介助を要する方）に対して、年6回紙おむつを支給します。
寝たきり老人手当て （健康福祉課）	6か月以上寝たきり、または重度認知症状態の高齢者の方に対して、月額5,000円を支給します。

（1）高齢者の活躍の場、仲間づくりの推進

高齢者の多様な経験や、培った知識、スキルなどを活かし、地域で活躍できるよう、地域社会の基盤整備や積極的な社会参加を促します。

事業名 (事業実施主体)	サービス内容
ふれあいいいききサロン (社会福祉協議会)	寝たきりや認知症、閉じこもりを予防し、いきいきと暮らすために、レクリエーションを通して生きがいや仲間づくりの場を提供します。 また、介護予防事業として血圧測定や健康運動を実施します。
シルバー人材センター事業 (シルバー人材センター)	企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供し、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりを行います。
ボランティア登録事業 (社会福祉協議会)	町の実情に応じた活動が行われるよう、ボランティア個人またはグループの直接窓口となり活動します。
老人クラブ活動助成※再掲 (健康福祉課)	地域老人クラブの活動推進と連絡調整を図り、明るく健全な組織づくりおよび各種事業の活動費を一部補助します。
老人クラブ健康運動推進※再掲 (健康福祉課)	高齢者の健康増進と親睦を深め、ゲートボールおよびマレットゴルフを推進するため、老人クラブに活動費の一部を補助します。

（2）地域の安全を守る活動の推進

高齢者が安全に暮らしていけるよう、地域ぐるみでの防犯・防災体制を構築します。町内には、既に自主防犯組織や自主防災組織があり、地域で自主的なパトロールや見守り活動、防災訓練が実施されています。引き続きこれらの活動を支援・強化していくとともに、自力で避難することが困難な高齢者の把握および避難の際の支援体制づくりの検討を行います。

また、住民同士の関係づくりを念頭におきながら、自ら地域の安全を守る活動に参加することの意義を啓発していきます。

計画の円滑な推進のために

計画を円滑に推進するため、下記の体制を整備します。

(1) 地域包括ケアシステムの構築にむけた基盤整備

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が中心となり、地域で暮らす高齢者の生活を、介護、福祉、健康などさまざまな側面から総合的に支援する地域の身近な相談窓口です。高齢者やご家族がいつまでも地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターの機能拡充に努めます。

高齢者やご家族からの様々な相談に対応します

- ・介護サービス事業者や医療機関などとの連携を進め、様々な相談に対応します。
- ・介護離職防止に向け、介護に取り組むご家族への相談体制の充実、介護保険制度の広報に努めます。
- ・高齢者の心の健康保持・増進や認知症の早期発見、早期治療や社会参加の促進を図るため専門医などによる相談を行い、適切な機関などにつなぎ、継続的にフォローします。

健康づくりや介護予防を支援します

- ・介護予防に関する情報を提供し、介護予防教室を開催します。
- ・本人の希望や状態にあわせて、介護予防プランを作成します。

高齢者の権利を守ります

- ・悪質な訪問販売等による消費者被害の防止や高齢者虐待の防止・早期発見、認知症などの方への成年後見制度の紹介などを行います。

関係機関との連携により安心なサービスを提供します

- ・高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう、ケアマネジャーへの助言や関係機関との連携を行います。
- ・サービスの質の向上にむけては、業務効率化の取組も必要であるという観点から、各種様式や手続きの簡素化、標準化、ICTの活用などについても検討します。

福祉・介護に携わる人材確保に取り組めます

- ・埼玉県が推進する「介護職チャレンジ」に参画し、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる人材の確保に取り組めます。

(2) 計画推進にむけた関係各所との連携

本計画の推進にあたっては、地域包括支援センター、町民保険課、健康福祉課をはじめ、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等の保健・福祉に係わる機関および高齢者の生涯学習や防犯・防災の観点から、教育委員会や総務政策課等との関係部署と、情報提供や意見交換を行います。

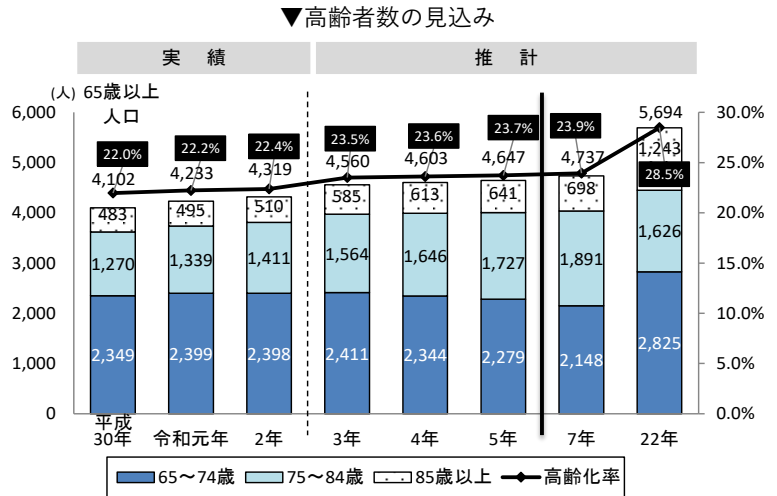
また、町民にとって効果的な医療・介護サービスが提供できるよう、近隣市町村との連携や、埼玉県との連携にも努めます。

介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

（1）高齢者数、要支援・要介護認定者数の見通し

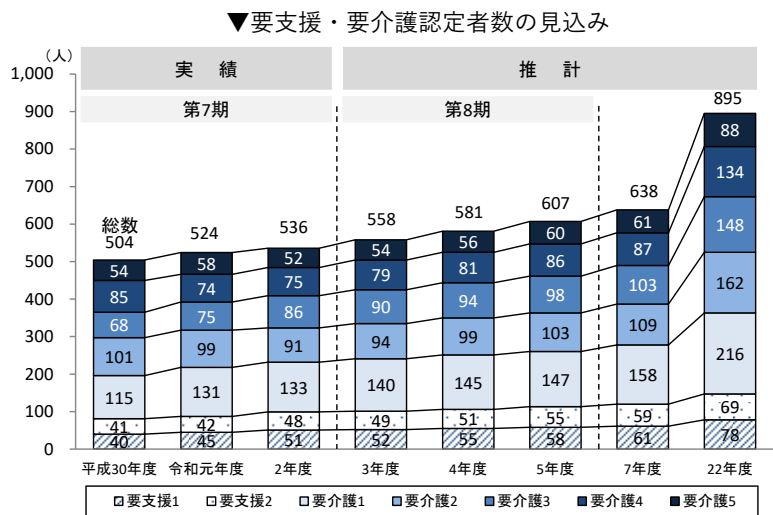
①高齢者数

本町の65歳以上高齢者数は、令和2年の4,319人から、3年間で約300人増加し、令和5年には高齢化率が23.7%になると見込まれます。



②要支援・要介護認定者数

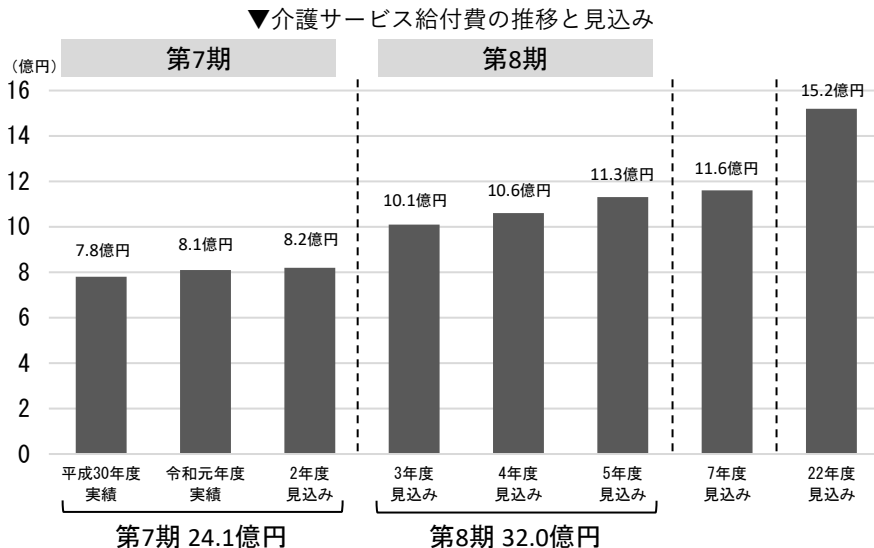
介護保険の対象となる要支援・要介護認定者の増加も見込まれ、令和2年の536人から、令和5年には607人になると見込まれます。



（2）介護サービス給付費の推移と見込み

介護サービス給付費は年々増加しており、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の3か年では約32億円の費用が必要になると見込まれています。

※給付費とは、サービス利用にかかる費用から自己負担分を除いた金額です。



なお、介護保険にかかる費用の増加を抑えるため、介護給付の適正化に努めます。

(3) 第8期計画期間中の介護保険料

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の介護給付費見込み額約32億円をもとに介護保険料を計算すると、介護保険料基準額（第5段階）は、月額5,000円となります。

第7期計画期間中までに発生した保険料の剰余金（財政調整基金）を取り崩し、第8期の保険料上昇抑制のために充当しています。

※介護保険にかかる費用のうち23%が、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料でまかなうこととされています。

所得段階	所得区分	基準額に対する割合	年間保険料額	保険料額（月額）
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	18,000 円	1,500円
		0.50	30,000 円	2,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.50	30,000 円	2,500円
		0.75	45,000 円	3,750円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70	42,000 円	3,500円
		0.75	45,000 円	3,750円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	54,000 円	4,500円
第5段階 （基準額）	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	60,000 円	5,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	72,000 円	6,000円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	78,000 円	6,500円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	90,000 円	7,500円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	102,000 円	8,500円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.80	108,000 円	9,000円

※各段階の年間保険料額は、「第5段階（基準額）」の保険料額（年額）に「基準額に対する割合」を乗じた金額。

※第1段階～第3段階の保険料は保険料軽減措置により軽減され、経費分は公費負担となります（網掛け部分が軽減前）。

お困りのことがあれば、下記窓口にお気軽にご相談ください。

滑川町地域包括支援センター

滑川町大字福田750番地1

電話番号 56-2132 (直通)

FAX番号 56-2448

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の皆さんを総合的に支援する機関です。保健・福祉・介護・医療など、生活の中でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

滑川町役場

滑川町大字福田750番地1

電話番号 56-2211 (代表)

FAX番号 56-2448

健康福祉課

高齢者福祉担当 56-2211 (内線264)

町民保険課

介護保険担当 56-2010 (直通)

滑川町社会福祉協議会

滑川町大字羽尾2440番地1

電話番号 56-6345

FAX番号 56-6349

第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行：令和3年3月